

事業主のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後の 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の特例実施期間の延長等について

障害者雇用納付金制度に基づく助成金の特例実施期間については、令和5年5月7日までとじていますが、感染症法上の位置づけの変更後も、以下の特例については期間を延長することといたしましたのでお知らせします。

I 特例の内容

新型コロナウイルス感染症の影響のために対面での面談及び支援が困難な場合の特例

I C T機器（顔や声、動作がわかるツールとし、メールや電話のみの連絡は除きます。以下同じ。）を活用した遠隔での支援により、一定の支援の質の担保が見込まれる場合は、支給対象となる支援を実施したとみなします。

対象助成金：
職場適応援助者助成金（訪問型職場適応援助者助成金、企業在籍型職場適応援助者助成金）

※職場支援員の配置又は委嘱助成金におけるI C T機器を活用した遠隔での支援については、令和5年5月8日以降、支給対象障害者が自宅で勤務する場合であって、一定の要件を満たす場合には、特例ではなく通常の助成対象となります。

II 特例の延長期間について

令和5年5月8日から当分の間

令和5年5月2日

※助成金を支給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

お問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

・障害者助成部 助成管理課 TEL 043 - 297 - 9504

・事業所の所在する都道府県の高齢・障害者業務課
（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>